

令和2年度茨城県医療提供施設等グループ化推進事業計画（報告）書

※これから在宅医療への参入又は拡充に取り組む医療機関等の連携強化を支援する取り組みについて記載するものとする。
 なお、必要に応じ、後方支援病院や在宅医療専門診療所（機能強化型在宅療養支援診療所を含む）などの支援（補完）を得て、在宅医療を提供する切れ目のない診療体制の仕組みづくりに取り組むものである。

【地域で支え合う医療機関等の連携体制を構築するために必要な3つの取組】

取組事項	取組内容	現 状 (事前協議月の前月から過去6箇月間の状況)	取組目標 (事前協議月から向こう6箇月間の取組)	実 績 (事前協議月から翌年3月末までの取組)	
<p>1 これから在宅医療への参入又は拡充に取り組む医療機関等の連携強化を図るための取組</p> <p>※グループ内の取組に関すること。</p>	<p>記載のポイント（調整を行う者の明確化，打ち合わせ等の開催頻度，体制づくり）</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年度に参入促進・連携（グループ化）に関する協定を結び、AとBの医療機関が在宅医療を行っている利用者に対し、主治医が対応できない事情が発生した場合に、代わりに各医療機関に連携窓口を設置して相互に協力する体制を構築し、在宅医療に取り組んだところです。 そこへ今年度より新たに訪問看護ステーションを加え、管理者を連携窓口として設置し、利用者の在宅での療養生活をサポートする機能をより充実させていきます。 グループの情報共有は電話・FAX・メールを使用しています。 連携医療機関の利用者の診療情報や訪問看護ステーションからの訪問看護の内容を共有し、利用者の療養生活の課題を解決していきます。 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">水郡グループ1</div> 			
<p>2 在宅医療を提供する連携体制として必要な拠点機能を担う取組</p> <p>※地域との連携に関すること。</p>	<p>記載のポイント（調整を行う者の明確化，打ち合わせ等の開催頻度，グループ内の取組課題を地域に提案）</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の介護サービス事業所より地域包括支援センターが受ける相談のうち、在宅医療の申し込み、在宅医療への要望や疑問に関する相談について、連携医療機関の連携窓口が対応します。 在宅医療を提供する上で問題解決が困難な事例や取組については、地域ケア個別会議で検討し、地域ケア個別会議で解決が難しい場合は、地域包括支援センターと連携し地域ケア会議に提案し、地域課題として多職種と協働して解決していきます。 	0回	2回	回	
<p>3 在宅医療についての普及啓発活動等の取組</p>	<p>記載のポイント（主催，誰が・誰に対して行うのか，開催頻度，取組内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域住民を対象とした在宅医療に関するイベントに医師を講師として派遣します。 	0回	1回/年 (2月頃開催)	回	